

「外環の2」

控訴審で計画撤回を

東京・武蔵野市 原告らが集会

東京都が計画する地
上部街路「外環の2」
(三鷹市—練馬区間、
約9キロ)の廃止などを
求めた武蔵野裁判(武
蔵野訴訟)で、東京地
裁が不当判決を出した
17日夜、武蔵野市で報
告集会が開かれました。
集会実行委員会が
主催し、計画地沿線の
住民や支援者ら約10
人が集まりました。

太弁護士らが、判決に
ついて報告。裁判では
2007年、国が造る
外環本線が高架式から
地下道へ計画変更し、
付随する「外環の2」
計画の前提が崩れたと
して違法性を訴えてき
たと説明しました。

判決は、「外環の2」
が独自の機能を持つ道
路とする都の言い分を
棄却した。

原告の上田誠吉弁護
士(09年死去)の妻で、
裁判を承継する圭子氏
が、控訴審への決意を
語りました。

武蔵野訴訟で意見書

を作成するなど原告を
支援してきた小山雄一
郎・玉川大学准教授が
基調講演しました。

「外環の2」計画決定
にあたり「都は、住民

定手続きを進めた」な
どの問題点を指摘。計
画策定にあたって欧米
並みの実効的な住民参
加の仕組みを確立す

る必要性を訴えまし
た。

集会では、控訴審で
計画の白紙撤回を求め
てたたかう決議を拍手
で採択しました。

東京外環道付随道路計画 住民の廃止請求却下

東京地裁

国が造る東京外郭環
状道路(東京外環道)
に付随する地上部道路
「外環の2」(三鷹市—
練馬区間、約9キロ)を
計画する東京都に対
し、建設予定地内に居
住する住民が計画の廃
止などを求める裁判
(武蔵野訴訟)の判決

が17日、東京地裁であ
りました。増田稔裁判
長は、原告の請求をす
べて却下する不当判決
を出しました。

武蔵野訴訟は200
8年、武蔵野市在住の
弁護士、上田誠吉氏
(09年に死去)が都を
提訴したもの。07年、
外環本線が高架式から
地下道路に計画変更し
たのに「外環の2」計
画は廃止も変更もない
ことから同計画が違法
として、計画決定の無
効確認と廃止手続きな
どを求めました。誠吉
氏の死去後、妻の圭子
氏(88)が裁判を承継し
しています。



判決を受け記者会見で
報告する上田圭子氏
(右から2人目)と、坂
氏(右端)ら原告弁護
団=17日、東京都庁内

い」としました。
原告弁護団の坂勇一
郎弁護士は、判決後の
記者会見で「私たちの
問題提起に対しても
から答えていない、門
前払いの判決だ」と批
判。即日控訴しまし
た。

圭子氏は「判決はど
ても残念。静かで住み
やすい町を高速道路で
分断する理由はどうい
もない」と話しました。
た。